

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|--|
| | | | <p>させる。</p> <p>第1回現地調査：(1)最適な事業内容を検討するために必要な、事業の背景・内容の確認、整備機材現況調査、調達事情調査、免税情報調査。</p> <p>(2)概略設計、概略事業費の積算、最終報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査の実施</p> <p>第2回現地調査：最終報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。</p> |
| 3 | <p>【第2 業務の目的・内容に関する事項】の(7)現地調査の実施方法 (P.4) ならびに</p> <p>【第3 業務実施上の条件】の調査実施スケジュール案(全体) (P.9)</p> | <p>(7)現地調査実施方法の項では、「本調査においては、下記のとおり計3回の現地調査を想定する。」と記載されています。一方、調査実施スケジュール案(全体)では、現地調査は、現地調査(OD)と概略設計ドラフト説明(DOD)の2回となっています。現地調査の回数は、計何回を想定されているのか教えてください。</p> | <p>No.2 の回答のとおりです。</p> |
| 4 | <p>【第3 業務実施上の条件】の1. 調査実施スケジュール (P.9)</p> | <p>「2018年5月上旬より現地調査を行う」と記載されています。なお、ニジェール国におけるイスラム教徒の割合は約80%で、2018年のラマダン期間は、5月15日から6月14日までの予定となっています。イスラム教徒の多い国でのラマダン期間中の現地調査活動は、治安面から望ましくない場合があるかと思えます。ラマダン期間の現地調査を避けるべきかどうか、貴機構側の方針をご教示いただければ、幸いです。</p> | <p>プロポーザル作成に際してはラマダン期間を回避する現地渡航計画とする必要はありません。ただし、ラマダン期間中の業務実施体制及び安全管理体制については、契約交渉権者に対して、最新の現地情况等を踏まえ、JICAより別途指示・協議をさせていただきます。</p> <p>なお、別途の指示等に関して発生する追加の経費や業務従事者の配置計画の再調整等については、契約交渉の場で協議させていただきます。</p> |

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|--|
| 5 | 【第 2 業務の目的・内容に関する事項】:4 ページ、5. (7)現地調査の実施方法 | 「本調査においては、下記の通り計 3 回の現地踏査実施を想定する。なお、第 3 回を除く第 1, 3 回の現地調査に際しては、JICA からの調査団員を各一週間程度参加させる。」とありますが、9 ページの調査実施スケジュール(案)では、合計 2 回の現地渡航と読み取れます。現地渡航回数は、2 回を想定されていますでしょうか、それとも 3 回を想定されていますでしょうか。 | No.2 の回答のとおりです。 |
| 6 | 同上 | 「本調査においては、下記の通り計 3 回の現地踏査実施を想定する。なお、第 3 回を除く第 1, 3 回の現地調査に際しては、JICA からの調査団員を各一週間程度参加させる。」とありますが、3 回渡航を想定されている場合は、「第 2 回を除く」と読み替えることでよろしいでしょうか。 | No.2 の回答のとおりです。 |
| 7 | 【第 3 業務実施上の条件】: 10 ページ、4. JICA 等からの参加団員の構成と現地調査行程(案) | 調査行程について、調査団の在コートジボワール日本大使館における協議は実施される予定でしょうか。その際、どの段階での協議を予定されているか、また、業務主任者はこの協議に同行することによろしいでしょうか。 | 在コートジボワール大使館における協議は、第一回現地調査、第 2 回現地調査時に行うこととし、JICA 団員のみでの実施を予定していますので、受注者の同行は不要です。 |
| 8 | 業務指示書 第 2 業務の目的・内容に関する事項 5. 実施方針及び留意事項 (7)現地調査の実施方法 | ・第 2 回現地調査はなく、第 1 回現地調査に含まれるのではないかと ・現地調査計 3 回 現地調査計 2 回、 ・第 3 回現地調査 第 2 回現地調査 | No.2 の回答のとおりです。 |

以 上